

## (目的)

第1条 官民が連携し、県内において、外国人を含む観光客及び利用者がストレスなく、無料で利用できる公衆無線LAN環境の整備を推進するため、「TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) SSID「TOYAMA Free Wi-Fi」による公衆無線LANサービス(以下「TOYAMA Free Wi-Fi サービス」という。)のエリア拡大に関すること
- (2) TOYAMA Free Wi-Fi サービスのエリアの積極的な周知に関すること
- (3) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること

## (会員)

第3条 協議会は、本協議会の趣旨に賛同し、TOYAMA Free Wi-Fi サービスの整備等に取り組む団体等とする。

2 協議会への加入及び脱退は、会長が決定し、協議会に報告するものとする。

## (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

2 会長は、前条の会員の中から協議会において互選する。

3 会長は会員の中から、副会長を指名する。

## (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

## (名誉顧問及び顧問)

第6条 協議会に名誉顧問、顧問を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、会長が委嘱する。

3 名誉顧問及び顧問は、協議会に対して、必要に応じて助言を行う。

## (会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (秘密の保持)

第8条 協議会の会員は、協議会で知り得た他の会員に係る機密事項を、当該会員の許可なく他に漏らしてはならない。

## (部会)

第9条 第2条に掲げる協議事項について、必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

2 部会に関して、第3条から第7条までの規定を準用する。

## (事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、富山県経営管理部情報政策課内に事務局を置く。

## (解散)

第11条 協議会は、その目的が達成されたとき、または存続の必要性がなくなったときに解散する。

## (その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議のうえ、別に定める。

## 附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する。

## 別表(第3条関係)

## 「TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会」会員

国	総務省北陸総合通信局
地方公共団体	富山県
	富山市
	高岡市
	射水市
	魚津市
	氷見市
	滑川市
	黒部市
	砺波市
	小矢部市
	南砺市
	舟橋村
	上市町
	立山町
	入善町
朝日町	
観光関係団体	公益社団法人富山県観光連盟
通信事業者	一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会
	上婦負ケーブルテレビ株式会社
	西日本電信電話株式会社富山支店
交通事業者	あいの風とやま鉄道株式会社
	黒部峡谷鉄道株式会社
	立山黒部貫光株式会社
	富山地方鉄道株式会社
	富山空港ターミナルビル株式会社